

令和8年3月11日

交通安全対策特別交付金の交付決定（令和7年度3月期）

総務省は、令和7年度3月期分の交通安全対策特別交付金の額を3月11日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

18,149百万円

2 現金交付

令和8年3月18日（水）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：澤田理事官・長尾

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

令和7年度交通安全対策特別交付金
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	443	421
2 青森	122	59
3 岩手	129	64
4 宮城	145	160
5 秋田	97	47
6 山形	118	57
7 福島	185	88
8 茨城	262	132
9 栃木	183	92
10 群馬	295	147
11 埼玉	573	388
12 千葉	479	316
13 東京	1,166	583
14 神奈川	502	696
15 新潟	143	142
16 富山	95	47
17 石川	100	50
18 福井	63	31
19 山梨	80	39
20 長野	228	108
21 岐阜	160	79
22 静岡	387	412
23 愛知	674	576
24 三重	139	70
25 滋賀	114	57
26 京都	129	156
27 大阪	648	647
28 兵庫	469	371
29 奈良	108	51
30 和歌山	68	32
31 鳥取	46	22
32 島根	64	31
33 岡山	145	152
34 広島	168	171
35 山口	109	54
36 徳島	77	38
37 香川	98	49
38 愛媛	108	53
39 高知	59	28
40 福岡	441	489
41 佐賀	100	50
42 長崎	112	56
43 熊本	111	123
44 大分	111	56
45 宮崎	128	63
46 鹿児島	161	78
47 沖縄	118	57
合計	10,461	7,688

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

